別表（第3条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事　　　　　　　　　　項 | 委任者 | 受任者 |
| 1 | 国立大学法人北海道教育大学職員旅費規則（平成16年規則第10号）に基づく旅行命令 | 学　長 | 部局の長 |
| 2 | 各校，教職大学院，学校臨床心理専攻，教員養成イノベーション機構，各全学教育研究支援機関，保健管理センター及び各附属学校(園)の教育職員（キャンパス長，教職大学院長，学校臨床心理専攻長，教員養成イノベーション機構長，各全学教育研究支援機関の長及び保健管理センター長である者を除く。）の兼業の許可 | 〃 | キャンパス長，教職大学院長，学校臨床心理専攻長，教員養成イノベーション機構長，各全学教育研究支援機関の長，各附属学校（園）長又は保健管理センター長 |
| 3 | 科学研究費の研究分担者となることの承認 | 〃 | キャンパス長，教職大学院長，学校臨床心理専攻長，教員養成イノベーション機構長，各全学教育研究支援機関の長又は保健管理センター長 |
| 4 | 本学と外部機関との研究協力に関する協定等の締結（各校，教職大学院，学校臨床心理専攻，教員養成イノベーション機構，各全学教育研究支援機関又は保健管理センターが行う研究協力に限る。） | 〃 | 〃 |
| 5 | 外国人研究員の受入れ許可，変更，中止及び取消しの決定 | 〃 | 〃 |
| 6 | 研究生の許可及び除籍の決定 | 〃 | キャンパス長，教職大学院長又は学校臨床心理専攻長 |
| 7 | 学生の転専攻の許可 | 〃 | キャンパス長 |
| 8 | 学生の休学，復学，退学（懲戒退学を除く。），再入学及び留学の許可 | 〃 | キャンパス長，教職大学院長又は学校臨床心理専攻長 |
| 9 | 科目等履修生の入学，退学の許可及び除籍の決定 | 〃 | 〃 |
| 10 | 特別聴講学生に係る他の大学又は短期大学との協議及びその聴講許可に関すること。 | 〃 | キャンパス長，教職大学院長，学校臨床心理専攻長又は国際交  流・協力センター長 |
| 11 | 学生の健康診断（保健管理センターに関するものを除く｡）に関すること。 | 〃 | キャンパス長 |
| 12 | 入学料の徴収猶予及び授業料の徴収猶予又は月割分納の許可 | 〃 | キャンパス長，教職大学院長，  学校臨床心理専攻長，附属特別支援学校長又は各附属幼稚園の長 |
| 13 | 授業料等の除籍による減免，休学による減免及び徴収猶予中の退学による減免の許可 | 〃 | 〃 |
| 14 | 学生団体の結成の許可等学生団体による課外活動に関すること。 | 〃 | キャンパス長，教職大学院長又は学校臨床心理専攻長 |
| 15 | 学校評議員の委嘱 | 〃 | 各附属学校(園)長 |